

消教地第 148 号

平成 27 年 4 月 9 日

各都道府県知事 殿

消費者庁長官 板東 久美子

地方消費者行政推進交付金（東日本大震災復興特別会計）交付要綱の制定
について

標記交付金の交付につきましては、別紙「地方消費者行政推進交付金（東日本大震災復興特別会計）交付要綱」により行うこととし、平成 27 年 4 月 9 日から適用することといたしましたので、通知いたします。

なお、本通知については、速やかに管内市町村に周知していただきますようお願いいたします。